

日本政府のラオス政府に対する法整備支援

ラオス人民民主共和国司法省国立司法研修所副所長

ペッサマイ・サイモンクン

私は、ラオス国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクンと申します。私は日本政府の奨学金を受け、JICA及びICD（法務省法務総合研究所国際協力部）を通じて、2020年から2022年までの2年間慶應大学の法学部修士課程に留学しています。

日本は、ICD及びJICAを通じて多くの分野での支援プロジェクトを、ラオスに対して進めてくださっています。プロジェクトは、資金面のみならず、多くの分野の技術面での支援、とりわけ司法分野での支援をしています。ラオスは開発途上国であり、法治国家の建設を目指しているところです。ラオスはこれまで相当長い期間、日本政府からご支援いただいております。日本政府は、ICD及びJICAのプロジェクトを通じ、法律の解説書、問答集及び法律書等の作成支援のみならず、法律分野の人材育成、知識・能力向上、様々な問題の分析、外国の経験への理解促進も含め、ラオスの発展のためにそれら知見を活かすための支援も行ってくださっています。

私は2005年第1フェーズよりJICAのバックアップを受け、解説書作成グループの一員としてプロジェクトへの参加機会を得ました。私は、法司法研修所（司法省職員の法律研修機関）の公務員になってから、その期間は司法分野における異なる部署の経験豊富なメンバー、例えば、ラオス国立大学の法学部及び政治学部の教授陣、司法省、弁護士会、最高人民検察院及び最高人民裁判所のメンバーと共にICD、JICAプロジェクト、日本の教員及び専門家の皆様から助けていただきながら、民法解説書の作成に携わることができ、とても誇らしくまた嬉しく感じたものです。

初期の活動はラオスの民法解説書の作成でした。この解説書作成においては、日本の教員、専門家の皆様、ICD職員及びラオスの専門家と共に研究し、また意見交換に相当な時間を費やしました。そうして解説書が完成し、その普及及び利用のため、法律教育機関、最高人民裁判所の研修所、最高人民検察院の研修所及び司法省に配布することができました。しかし、解説書はその作成のみにとどまらず、同時にラオスの法律分野人材の育成及びその知識能力向上を目指したのもありました。不明瞭だった法律の諸問題について国内で多くの関係部署と協議を重ね、それらの問題に対する外国の経験及び解決方法について見聞を広める目的で、日本へ見学にも行きました。関係する法律条文について、ラオスの専門家と日本の教員、専門家との間で意見交換を行い、同時に比較対象となる外国の経験及び法律（例：日本、フランス、ドイツ及びタイの法律）についても学びました。研究を通し、日本の教員の方々と経験を交換することで、教員の方々が取り上げ対話した日本やその他の外国の経験について、メンバーはより明確に理解していきました。この他、多くの組織が計画的に協力して業務を遂行する際の統一感、団結心を持った働き方、日本の教員、専門家らの熟考された質問のつくり方、問題を研究し、その要点について追及す

る教員、専門家らの熱心さ、勤勉さや献身の姿勢、規律正しさ、時間に対する正確さ、グループメンバーの貢献、積極的な意見の表明、目標・期限に間に合わせる業務の進め方などを学びました。

プロジェクトは法律の解説書作成から始まり、日に日にその協力の度合いを強め、様々な解説書作成にご支援いただいております。例として、民法事例問題集（2012年）、民事訴訟法チャート（2012年）、民事訴訟法（2012年）、刑事訴訟法（2012年）、刑事訴訟法チャート（2013年）、契約内債務民法モデルハンドブック（2014年）、契約外債務民法モデルハンドブック（2014年）、民事訴訟法モデルハンドブック（2014年）、刑事訴訟法モデルハンドブック（2015年）、経済紛争解決法ハンドブック（2017年）、改訂版・捜査に関するQ&A集（2018年）、労働法ハンドブック（2018年）、民事事件及び刑事事件の模擬記録作成（2018年）並びに2019年のラオス法律史上初となる民法典の起草の支援をしていただきました。ラオス全国における民法典の普及活動は現在継続して実施されており、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士会、司法省、さらには郡や村の司法課、司法事務所等の関係諸機関に民法典が配布されています。

これまでの支援は、様々なハンドブック、解説書の作成が主なものでした。新しいフェーズで、日本政府には、ラオス史上初の民法典の起草支援に注力していただき、また地方への民法典普及活動の継続・拡大にもご協力いただき、さらには法律分野の修士課程の奨学金も増やしていただいております。この他、国立司法研修所と日本国法務総合研究所は、2018年12月6日に、司法分野の法律人材の訓練・育成等に関して協力することを目的とした協力覚書（MOC）に署名しました。プロジェクトは法律教育の様々なレベルを区別し、同じ教科が重複しないようにするために法律教育のカリキュラム改善に意見を加えることに注力し、教材（例：模擬事件記録）を授業に活用することを推奨しました。民法から始まり、法律大学レベルでは基本的な法律知識を学生へ教授し、国立司法研修所は引き続き裁判官、検察官及び弁護士の研修生の法律解釈能力を養成し、裁判所及び検察院の継続トレーニングは職員のそれぞれの専門性を深めています。プロジェクトが司法分野の人材育成及び開発に以前にも増して力を注いでいることがわかります。

国立司法研修所では、現在プロジェクトの支援により作られた様々なハンドブックを異なるレベルの学生の授業に活用しています。例えば、民法事例問題集、民事訴訟ハンドブック、刑事訴訟ハンドブック及びその他の問題集などです。この他、民事及び刑事の模擬事件記録を裁判官、検察官及び弁護士の職業訓練に活用しています。活動実施の成果として本JICAプロジェクトの参加メンバーである教員に変化があり、授業において学生に経験を伝える技術が蓄積され、学生の知識向上が見受けられました。

日本とラオスの連携協力が強固なものとなり、資金面の支援、より多くの分野の法律教育の教科書、法律ハンドブック、法律問答集作成などの作成支援、同時に法律分野の人材育成及び能力の強化に対する支援を日本政府に継続していただけることを私は切に希望しております。国立司法研修所は法律修士カリキュラムを設けているところです。将来の優

秀な法律家育成に応えるために修士及び博士レベルの職員の強化が必要とされています。日本政府から私が奨学金をいただく機会を得たように、法律分野の修士及び博士レベル、つまり国立司法研修所の向上のために資金提供を継続支援いただくことが必要です。知識・能力を備えた人材を育成，増加して法治国家の着実な建設に寄与し，国への奉仕に備えるためであります。

この場を借りまして，機会，資金面のみならず，私が様々な知識・経験を得られるようにサポートして下さった日本政府，日本国民の皆様及び I C D，日本法務省，各研究所，J I C A プロジェクト，日本の教員，専門家の皆様及びプロジェクトの全スタッフに感謝を示し御礼申し上げます。私は得られた知識を心に刻み，また国家及び所属組織の建設発展に貢献し，成果につながるよう活用していきます。

ありがとうございました。